

令和 5 年 度

定期監査等結果報告書

(都 市 住 宅 課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 都市住宅課

(2) 範囲 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和5年5月19日

イ. 講 評 令和5年5月31日

(3) 期 間 令和5年4月18日 ～ 令和5年5月31日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 市営住宅について

市営住宅使用料及び駐車場使用料の滞納額は、令和3年度末は30,691,924円と前年度末に比べて2,918,420円増加している。都市住宅課では、市営住宅使用料などの滞納者に対して行う、面談や臨戸訪問等による納付指導については、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、電話による催促等に切り替え収納に努めた。

今後は、滞納者に納付誓約や臨戸訪問等を行い、長期悪質滞納者には法的措置をとる等滞納額の削減に努められたい。

また、徴収困難な滞納については、債権管理条例に基づき、時効の援用なしに債権を消滅させるよう適切に事務処理をすすめられたい。

債権の消滅には、債権回収のあらゆる方法を検討した上で、やむを得ず債権の放棄に至る経過を明らかにしておく必要がある。

時効を中断する手続きがいつなされているのか、滞納者ごとに記録整理することは債権の管理及び整理回収の強化を図るために有効であり、市の財源確保や公平性確保のためにも、記録を個別ファイル等により整理し、人事異動で担当者が変更となっても容易に経緯が把握できるよう努められたい。

2. 公園管理について

天地山公園については、指定管理制度の導入や、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方）による民間からの提案等により、公園管理の方法について検討し、利用者ニーズに合わせた環境整備を行い利用促進を図られたい。

3. 契約事務について

(1) 長期継続契約について

土地の賃貸借契約において、地方自治法第234条の3による長期継続契約をしている契約がある。長期継続契約を適用する際は、契約書に次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨の「条件付き解除条項」を設ける必要がある。

適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

(2) 自動更新契約について

土地の賃貸借契約において、「期間満了6ヶ月前までに、甲・乙いずれからも何らの意思表示がないときには、本契約と同一の条件で7年間自動更新とする。」という自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

契約においては、長期継続契約について、契約の主旨を十分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

(3) 契約保証金免除について

委託契約において契約保証金の免除適用条項のないものや工事請負契約で契約保証金を免除する場合の履行証明書が不足しているものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、その該当条項を契約書において明確にし、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認しておく必要がある。

適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。